答弁第二七三号

内閣衆質二〇一第二七三号

令和二年六月二十六日

衆

議院議長

大

島

理

森殿

内閣総理大臣 安 倍 晋三

衆議院議員緑川貴士君提出地方公共団体の財源不足対策に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緑川貴士君提出地方公共団体の財源不足対策に関する質問に対する答弁書

一について

の創設、 る法律 症 (昭和二十三年法律第百九号)第三十三条の五の十二に規定する地方債 の影響を踏まえ、 「地方財政のさらなる硬直化を招くおそれがある」との御指摘については、 (令和二年法律第二十六号。以下「改正法」という。) 第三条の規定による改正後の 地方議会の議決後速やかに地方債を発行可能とする手続の弾力化等は、 地方公共団体の今年度の資金繰りを支援するためのものであることから、 。 以 下 地方税法等の一部を改正す 「猶予特例債」 新型コ ロナウイルス感染 地方財政法 地方財政 $\widehat{\mathcal{O}}$

定資産税及び都市計画税 十五年法律第二百二十六号) なお、 御指摘 \mathcal{O} 「税の特例 の減収を、 附則第六十三条第一 の軽減」 同法附則第六十五条第一項に規定する新型 に ついては、 項及び第六十四条の規定による課税標準 改正法第二条の規定による改正後の地方税法 コロナウ イルス感染症 の特 例による固 韶 対策 和二

硬直化を招くとは考えていない。

猶予特例債については、

地

方税減.

収

V 補塡

特別交付金により補塡することとしているため、

地方債

の増加にはつながらな

また、

今年度及び令和三年度に限り、

改正法第一条の規定による改正後の地方税法附則

ているものであることから、基本的に財政指標の悪化にはつながらないと考えている。 第五十九条第一項の規定又は改正法第二条の規定による改正後の同項の規定により徴収金の全部又は一部 の徴収を猶予すること等に伴う減収額を埋めるため起こすことができるものであり、 償還財源が確保され

二について

度、 確保した上で、地方交付税により、 お尋ねの「自治体間の格差が広がることを防ぐための対策」の趣旨が必ずしも明らかではないが、 地方財政計画に公債費や社会保障関係費等の歳出総額の見込額を適切に計上し必要な一般財源総額を 地方公共団体間 の財源の不均衡を調整し各地方公共団体が一定の行政 毎年